

議案第4号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の幕別町議会議員の期末手当に関する条例（次条において「第1条改正後議員期末手当条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 第1条改正後議員期末手当条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幕別町議会議員の期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員期末手当条例の規定による期末手当の内払とみなす。